

花之木地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い花之木地内を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を花之木地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市大内 791-1番地 花之木地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、花之木地区内とする。

ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合は、この限りではない。

(協定書の締結)

第5条 協議会は、市と伊賀市自治基本条例の定めによる支援及び協働して行う業務に関する事項を定めた協定を締結するものとする。

(事業と支援及び業務)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業等を行うものとする。

- (1) 広報活動
- (2) 健康・福祉活動
- (3) 生活・環境活動
- (4) 防災・安全活動
- (5) 教育・文化・スポーツ活動
- (6) 産業・交流活動
- (7) 協定に定めた支援及び業務
- (8) その他目的達成のため必要な事業と支援及び業務

第2章 組織

(会員)

第7条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 花之木地区に居住する住民
- (2) 花之木地区に所在地を置く事業所
- (3) 花之木地区住民で活動する自治会、団体
- (4) その他運営委員会の承認を得た者

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
理 事	若干名
事 務 局 長	1名
会 計	1名

監 事 2名

- 2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- 3 事務局長及び会計は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員職務)

第9条 協議会の役員職務は、次の通りとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は本会の運営について他の役員とともに協議する。
- 5 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 7 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員任期)

第10条 前条の役員任期は、会長は3年、他の役員は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

- 2 その他、会議についての詳細は、別に定める。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は、原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、役員及び実行委員会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画。
 - (2) 会長、副会長、理事、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意。
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、理事、事務局長、会計により構成する。

- 2 役員会は、協議会の運営に関する事項及び運営委員会に諮るべき事項を審議する。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長以下役員会構成員及び各部部长、副部长により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、運営委員会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第16条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。

2 実行委員会に次の部会を置く。

- (1) 広報部会
- (2) 環境・安全部会
- (3) 教育・福祉・健康部会
- (4) 産業振興・地域交流部会

- 3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。
- 4 部会には、部部长・副部长・書記及び会計を、部会員の中から選出する。
- 5 部部长は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部长は、部部长を補佐し、部部长に事故あるときは、その職務を代行する
- 7 書記は部会における協議内容や決定事項を記録する。
- 8 会計は部会の会計事務を担当する。
- 9 部部长は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第17条 部会間の調整は、役員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により協力する場合は、この限りではない。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 事務局に次の役職を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 事務局長 | 1 名 |
| (2) 会計 | 1 名 |
| (3) 事務局員 | 1 名 |

第5章 財務

(会計)

第19条 協議会の運営等に要する経費は、交付金、負担金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする

第6章 その他

(規約の変更)

第20条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない

(解散)

第21条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規約等への委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

1. この規約は、平成17年4月1日から施行する。
2. 平成20年5月17日一部改正する。
3. 平成23年4月1日一部改正する。
4. 平成30年5月25日一部改正する。
5. 令和6年5月24日一部改正し、令和7年4月1日から施行する。

組織図

